

平成23年度事業計画

1. スポーツ安全保険の普及及び保険会社との団体保険契約の締結事業

(1) 補償事業推進費

① スポーツ安全保険の加入受付処理

各都道府県支部において保険の加入受付処理を行い、本部においては幹事会社東京海上日動火災保険(株)と、保険契約に基づく処理を行う。また、全国の団体を対象とした、インターネットによる加入受付処理を本部において行う。

② スポーツ安全保険の制度改正

共済見舞金制度を廃止し、突然死葬祭費用保険として、保険化を行う。

③ 保険の契約締結

平成23年度スポーツ安全保険に関する契約を締結する。(平成23年4月1日締結)

(2) 普及促進費

① スポーツ安全保険の普及と加入拡大のための広報

本会保険の趣旨の普及と加入拡大を図るため、スポーツ安全保険のしおり、あらまし、解説、ポスター(スポーツ活動、文化活動の2種)、文化活動用、放課後子ども教室用、学校支援ボランティア用、総合型地域スポーツクラブ用のちらしの他、インターネット加入用として、スポ安ねっとの案内、スポ安ねっと利用方法の案内、短期スポーツ教室加入区分の案内、翌月一括手続方式の案内等のちらしを作成し、関係機関、団体等に配布する。

② 本会保険の趣旨徹底

ア. 地方説明会の開催

各都道府県支部において、市区町村関係者、団体等の指導者に対し、本会保険の趣旨、内容等の説明、加入促進のための説明会を開催する。

イ. 普及促進、運営の円滑化のための諸会議の開催

保険の普及促進と運営の円滑化を図るため、全国支部長会議、全国支部(事務主任者)会議及びブロック支部会議を開催する。

ウ. 支部事務担当者資質向上のための研修会の実施

初任者研修会及び事務担当者研修会を実施する。

③ ダイレクトメールのよる加入促進

既加入団体に対し、ダイレクトメールにより新年度加入案内(加入依頼書による加入案内又はインターネットによる加入案内)を送付し、継続加入の促進を図る。

④ 体育・スポーツ指導者への普及促進

各都道府県及び市区町村の広報紙、体育・スポーツ団体の機関誌、各種新聞雑誌等に本保険に関する記事又は広告を掲載して普及を図る。

⑤ 財団法人日本体育協会との連携による普及促進

財団法人日本体育協会加盟の各競技団体の協力を得て傘下の関係団体に加入促進を図る。

⑥ 各種団体との連携による普及促進

体育館、公民館、青少年教育施設、国公立大学等の協力を得て、加入促進を図る。

上記のほか、2及び3の事業を実施する際、併せて「スポーツ安全保険の普及促進活動」を行う。

2. スポーツ等活動の安全指導及び事故防止に係る事業

(1) 2012年ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラムの開催事業

財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団及び日本スポーツ法学会と共催で、「少年スポーツに関する諸問題」を中心テーマとして、フォーラムを開催する。

(2) 総合型地域スポーツクラブ連携支援事業

財団法人日本体育協会が推進している、総合型地域スポーツクラブ連携支援事業における「活動時のリスクマネジメント」に関する研修会の開催を助成する。

(3) 安全指導・事故防止に係るガイドブック等の作成配布事業

ア スポーツ等活動中の安全指導・管理に対する方策、心構えなどを解りやすく解説した「安全・安心スポーツ」サポートガイドブックを作成して広く配布し、事故防止に資する。

イ 平成22年度におけるスポーツ安全保険の加入状況及び事故概況をまとめた、「スポーツ安全保険の統計データ」を作成するとともに広く配布し、事故防止の注意喚起に務める。

(4) スポーツ指導者研修会、講習会等の開催

各都道府県支部において、地域スポーツ指導者、少年スポーツ指導者等を対象とした講習会等を開催する。

(5) スポーツ等活動の安全に資するため、携帯用救急セットを作成し、スポーツ少年団等の団体が実施する行事に配布する。

3. スポーツ活動等に対する普及振興事業

(1) 生涯スポーツ・体力づくり全国会議2012の開催事業

生涯スポーツの振興を図るため、「生涯スポーツ・体力づくり全国会議2012」を、文部科学省及び財団法人日本体育協会等と共催で開催する。

(2) 全国スポーツ・レクリエーション祭等への参加

生涯スポーツの振興の一助とするため、全国スポーツ・レクリエーション祭等への積極的な参加を図る。

(3) スポーツ普及奨励助成事業

法人格を有する団体が、全国及びブロック単位で開催する①各種スポーツ・レクリエーション大会、②生涯スポーツの振興に関する研修会・研究大会、③それらに関わる物品作成(トロフィー)等のスポーツ普及奨励事業を公募し、審査委員会を経て、その事業費の一部を助成する。

4. 共済見舞金事業

平成22年度限りで廃止する。ただし、平成23年3月31日までに発症した突然死に対しては、なお、従前どおり見舞金(180万円)を給付する。